情報セキュリティを高める 安心・安全な仕組みづくり

アクセス記録の確認
自宅のパソコンで、自分の個人情報にアクセスした行政機関を確認できます。
※個人番号カードが必要です。

個人情報は分散管理
一元管理しないことで、芋づる式の情報漏えいを防ぎます。

成りすまし防止
行政手続などで、マイナンバーのみの本人確認は行いません。

システムへの接続制限
各機関で情報連携を行う際は、接続できる人を制限しています。通信の暗号化も行います。

マイナンバー保護評価
各機関がマイナンバーのシステム開発や改修を行う前に、実施します。

第三者機関の新設
制度の運用を厳しく監視する、特定個人情報保護委員会を設置しました。

罰則の強化
マイナンバーの漏えいや目的外の収集には刑事罰が科せられる場合があります。



マイナンバー Q&A

番号通知に関する質問

Q 通知カードの郵便を、不在で受け取れなかった場合はどのようにすれば良いでしょうか。

A 郵便局で一定期間保管され、それまでにお受け取りになれなかった場合は市に返戻されますので、マイナンバーセンター（中央区役所1階）にお越しいただいて本人確認のうえお渡しする予定です。

Q 平成27年10月以降に生まれた子供にはどのようにして通知カードは届くのですか？

A 戸籍の出生届を届けられますと、後日ご自宅に「住民票コード通知書」と「番号通知カード」が郵送されます。

Q マイナンバーは自由に変更できますか？

A マイナンバーは自由に変更することはできません。ただし、漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められる場合は変更することができます。

Q カードを持たずに番号だけ覚えておけば各行政機関で利用できますか？

A ご利用いただくことはできません。窓口で本人確認が義務付けられているため、通知カードや個人番号カード、個人番号入りの住民票等が必要になります。

Q 番号制度が導入されると、住基カードはどうなるのですか？

A 個人番号カードの交付開始以降、住基カードの新規発行は行われません。平成27年12月以前に発行された住基カードと電子証明書については、有効期間内（住基カード10年間、電子証明書3年間）は引き続きご利用いただけます。有効期限が切れた場合は、個人番号カードの発行となります。個人番号カードを発行した場合は、住基カードを市に返納していただくことになります。

個人番号カードに関する質問

Q 行政手続ではなく、レンタル店やスポーツクラブに入会する場合などにも個人番号カードを本人確認書類として使って良いのですか？

A 本人確認書類として広くご利用いただけます。ただし、カードの裏面に記載されているマイナンバーをレンタル店などに提供することはできません。また、レンタル店などがマイナンバーを書き写したり、コピーを取ったりすることは禁止されています。

Q 入院中ですが、個人番号カードの交付は代理人でも可能でしょうか。

A 病気、身体の障害その他やむを得ない理由で交付窓口にお越しいただくことが困難な場合に限り、代理人での交付が可能です。診断書などの交付申請者が窓口に来ることが困難であることを証明するに足りる資料及び代理人と交付申請者の本人確認書類が必要です。また、代理人が法定代理人以外の者である場合には委任状等、交付申請者の指定の事実を確認できる書類が必要です。

Q 15才未満の個人番号カードの交付はどうすればいいですか？

A 15才未満の場合は、親が法定代理人（親権者）として、個人番号カードの代理申請を行い、受け取りの際、同行していただければ交付を受けることが可能です。その際は、申請者本人の通知カードを返納の上、代理関係を証明するものとして、戸籍謄本等の証明書類の提示が必要となる場合があります。また、法定代理人が本人であることを証明する個人番号カードや運転免許証等の写真付きの本人確認書類が必要になります。

Q 個人番号カードや、通知カードを紛失してしまった場合はどうすればよいですか？

A 個人番号カードの場合は、個人番号カードコールセンター（☎0570-783-578）へ、通知カードの場合は市の窓口へ紛失の届出をしていただくことになります。その後、市の窓口にお越しいただき、再交付手続きとなります。

マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘および個人情報の取得にご注意ください。
通知前にマイナンバー制度関係で行政機関等から手続きを求めることはありません。

熊本市のマイナンバー制度のお問い合せは こちら

熊本市マイナンバーコールセンター
☎096-370-7800 受付時間 平日／午前8時半～午後5時15分（年末年始除く）
FAX 096-370-3772 メール myno-cc@kmt.krnet.ne.jp
お客様対応の品質向上のため、通話は録音させていただきます。

法制度・国税・法人関係のお問い合せは こちら

内閣官房マイナンバーコールセンター
日本語窓口 ☎0570-20-0178
外国語窓口 ☎0570-20-0291
受付時間 平　日／午前9時半～午後8時
土日祝／午前9時半～午後5時半 年末年始を除く

熊本市



10月からあなたにもマイナンバーが通知されます



マイナンバーの通知は、住民票の住所に送られます。

マイナンバー（社会保障・税番号）とは
国民一人ひとりがもつ12桁の番号です。


マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

どんな役に立つの？

国民の利便性の向上

年金や福祉などの申請で、書類の添付が減ります。

事前の書類取得の必要なし！



行政の効率化

行政手続が、正確で早くなります。

各機関で作業のムダが削減され、手続がスムーズに！



災害時の行政支援にマイナンバーを活用。

被災者台帳の作成などにより、迅速な行政支援を実現します！



公平・公正な社会の実現

適正・公平な課税を実現します。

所得把握の正確性が向上し、適正・公平な課税につながります。



年金などの社会保障を、確実に給付します。

支払い・不正受給を解決します！



さらに便利に！

個人番号カード

申請すると交付が受けられる、顔写真付きICカードです。



平成28年1月交付開始

- 身分証明書になるほか、健康保険証などの機能追加が検討されています。
- ICチップを活用した様々なサービスも展開される予定。

こんなメリットも。

各種証明書をコンビニで発行！



※来年3月から利用できます。

マイナポータル

自宅のパソコンから様々な情報を取得できる個人用サイトです。
※ご利用には個人番号カードが必要です。
※スマホやタブレットからのアクセスも可能になる予定。



平成29年1月開設予定

取得可能な情報（予定）

- 年金など、各種社会保険料の支払い状況
- 行政機関が自分の個人情報へアクセスした履歴
- 制度改定などのお知らせ
- 受けとることのできる各種給付のご案内

将来的には、こんなメリットも予定されています。

- **予防接種の履歴、確定申告に必要な情報などをネットで取得！**
- **引っ越しなどの複数の届出が、パソコンでまとめてできる！**



制度実施の流れ

- **平成27年10月～** マイナンバーの通知を住民票の住所へ送付開始
- **平成28年1月～** ・社会保障・税・災害対策の手続で、マイナンバーの利用が開始 ・申請者に、個人番号カードを交付
- **平成29年1月～** 国の行政機関の間で、情報連携を開始
- **平成29年7月～** 地方公共団体等も含めた、情報連携を開始

マイナンバーを、きちんと受け取って活用するために。

あなたのマイナンバーは、平成27年の10月以降に送付されます。
4つのポイントを確認して確実に受け取り、有効に利用しましょう。

point 1 住所確認

原則として、マイナンバーは住民票の世帯ごとにお送りします。住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、受け取ることができない可能性がありますのでご注意ください。

point 2 書留の中身を確認

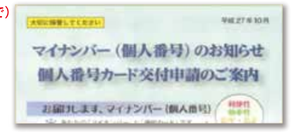
マイナンバーは転送不要の簡易書留郵便で届きます。以下の4つが入っているか確かめましょう。

① 宛名台紙
（お問い合わせ先記載あり）





② 通知カード
＋個人番号カード交付申請書兼電子証明発行申請書
＋音声コード台紙
※世帯人数分（1通で最大8人まで）



③ 説明用パンフレット
（8ページ3つ折り）



④ 個人番号カード
申請書の返信封筒
（おもて面）

point 3 個人番号カードを申請

個人番号カードを申請しましょう。申請方法は主に2通りあります。

①郵送で申請
個人番号カードの申請書にご本人の顔写真を貼り、返信用封筒に入れて郵便ポストへ

②オンラインで申請
スマートフォンで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで申請
※その他の方法も検討中

point 4 個人番号カードを受け取る

平成28年1月以降、必要な持ち物をお持ちになり、受け取り窓口に**ご本人**がお越しください。交付窓口で本人確認の上、暗証番号を設定していただくとカードが受け取れます。

個人番号カードの受け取り窓口

- **中央区役所 1階　マイナンバーセンター**
  土・日・祝日での受け取りも可能です。
- **東・西・南・北区 区民課（平日のみ）**
  ※土日祝日・各区役所での受け取りをご希望の方は、交付通知書が届いてから、熊本市マイナンバーコールセンターにお電話ください。

個人番号カードを受取の際に必要な持ち物

① 書留で届いた「通知カード」
② 個人番号カードの準備が出来たことを知らせる「交付通知書」
③ 運転免許証などの本人確認書類

個人番号カードは無料で取得でき、本人確認に利用できる公的身分証明書です。

個人番号カードとは、マイナンバーを記載した書類の提出や、様々な本人確認の場面で利用できるカードです。申請することで、平成28年1月以降から受け取れます。

- マイナンバーを記載した書類を提出する際、通知カードなど番号が正しいことを確認するための書類の提示も求められますが、通知カードだけでは法律上義務付けられている本人確認は完了できず、運転免許証などの書類を用意する必要があります。
- マイナンバーが記載された個人番号カードなら、顔写真があるので本人確認が1枚で完了します。

プラスチック製





表面 氏名、住所、生年月日、性別、本人の写真

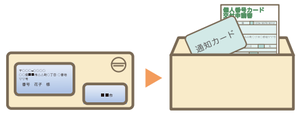
裏面 マイナンバー等が記載、ICチップ搭載

※住基カードは有効期限まで利用できますが、個人番号カードとの重複所持はできません。
※イラストはイメージです。

交付は無料！ 個人番号カードの申請方法

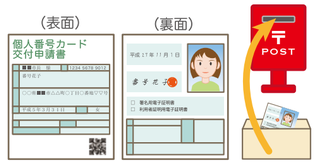
ステップ1

平成27年10月以降、住民票の住所に、マイナンバーの通知カードが、簡易書留で届きます。



ステップ2

同封されている個人番号カード交付申請書に、顔写真を貼り付け、返信用封筒に入れて、ポストに投函。



ステップ3

平成28年1月以降、個人番号カードの交付準備が整うと、交付通知書（はがき）が送られてきますので、運転免許証などの本人確認書類、通知カード等を準備して交付窓口へお越しください。



ステップ4

本人確認の上、暗証番号を設定していただき、個人番号カードが交付されます。



スマートフォン等を利用したWEB申請もできるよ！



①スマートフォン等のカメラで顔写真を撮影。

②交付申請書のQRコードから申請用WEBサイトにアクセス。必要事項を入力の上、顔写真のデータを添付し送信すれば、申請が完了します。あとは、**ステップ3**と同じ。

住民基本台帳カードをお持ちの方へ

個人番号カードは住民基本台帳カードの機能を引き継ぐものになりますので、両方を所有することはできません。個人番号カード交付時に住民基本台帳カードを返納していただくことになります。他の必要書類と一緒にお持ちください。

平成28年3月から、全国のコンビニエンスストアで各種証明書が取得できます。

（ご利用には、個人番号カードが必要です）



取り扱う証明書	利用できるコンビニエンスストア	ご利用時間
●住民票の写し ●所得・課税証明 ●印鑑登録証明 ●戸籍謄抄本	●セブンイレブン ●ローソン ●ファミリーマート ●サークルKサンクス	午前6時半～午後11時 年末年始を除く

詳しくは、市政だより平成28年2月号でお知らせいたします。

民間事業者のみなさまも、マイナンバーを扱います！

平成28年1月以降、以下の手続で従業員などのマイナンバーを記載する必要があります。

- 健康保険や厚生年金の手続や、源泉徴収の手続
- 証券会社や保険会社が行う、配当金や保険金等の法定調書の提出　など

安全管理措置
- 担当者の明確化　●適切な従業員教育
- カギ付き保管庫
- PCのアクセス制限・ウィルス対策ソフトウェア　など

制度が始まるまでに、準備をお願いします。

- マイナンバーに対応した人事・給与などのシステム開発や改修
- マイナンバーを適正に扱うための従業員研修や社内規程づくり
- マイナンバーを含む個人情報の安全管理措置の検討

特定個人情報※の管理は、ガイドラインを踏まえた対応が必要です。

マイナンバーの取扱いには、個人情報保護法よりも厳格な保護措置を設けています。
※マイナンバーをその内容に含む個人情報のことをいいます。

ガイドラインに関する情報はこちら　特定個人情報保護委員会　検索

法人には法人番号が通知されます。

平成27年10月から、法人※には1法人1つの法人番号（13桁）が指定され、登記上の所在地に通知されます。マイナンバーと異なり、法人番号はどなたでも自由に利用できます。
※法人番号は、株式会社などの「設立登記法人」のほか、「国の機関」「地方公共団体」「その他の法人や団体」に指定されます。（法人の支店・事業所等や個人事業者の方には指定されません。）

マイナンバー・法人番号の詳細はこちら

公式サイト　マイナンバー　検索
公式Twitter　マイナンバー　ツイッター　検索

お問合せ　☎0570-20-0178（マイナンバー）
コールセンター（全国共通ナビダイヤル）
平日／午前9時半～午後8時
土日祝／午前9時半～午後5時半　年末年始を除く
※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405におかけください。
※ナビダイヤルは通話料がかかります。
※外国語対応（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語）は0570-20-0291におかけください。

内閣官房社会保障改革担当室（番号制度）
@MyNumber_PR

熊本市における、マイナンバーを取り扱う予定の事務手続き

市役所関係	
社会保障部門	
保護管理援護課	中国残留邦人等に対する支援給付
精神保健福祉室	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院
障がい保健福祉課	身体障害者福祉法による障害者支援施設等への措置
	知的障害者福祉法による障害者支援施設等への措置
住宅課	市営住宅
	市営改良住宅
児童相談所	里親の認定、養育里親の登録
	障害児入所給付費などの支給
	児童養護施設等（入所）利用の保護者等の負担能力の認定又は費用の徴収
	児童自立生活援助事業
子ども支援課	母子家庭等日常生活支援事業
感染症対策課	予防接種
	感染症患者の入院
学務課	就学援助の認定を受けた児童・生徒の医療費支給

区役所関係			
社会保障部門		保護課	生活保護
区民課	国民健康保険	保健子ども課	こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）
	国民年金		妊婦歯科健診
	後期高齢者医療		幼児健診
	特別障害給付金		教育・保育給付支給のための施設利用の申込
福祉課	障害児通所支援（児童発達支援など）		小児慢性特定疾病医療費助成
	障害福祉サービス（居宅介護など）		助産施設、母子生活支援施設入所
	地域生活支援事業（日常生活用具給付等事業など）		児童扶養手当
	養護老人ホームの入所判定又は費用徴収		母子父子寡婦福祉資金貸付
	介護保険		母子家庭等高等職業訓練促進給付金
	特別児童扶養手当		母子家庭等自立支援教育訓練給付金
	特別障害者手当		未熟児療育医療の給付
	身体障害者手帳		児童手当
	自立支援医療（更生医療）		自立支援医療費（育成医療）
	補装具費支給		健康手帳の交付
	精神障害者保健福祉手帳	税部門	
	自立支援医療費（精神通院）	税務課	市県民税、軽自動車税、固定資産税他